

# 鳥取大学バドミントンサークル Marrei 規約

## 1. 総則

第1条 当サークルの名称は、Marrei とする。

第2条 当サークルは、バドミントンを通じて心身の健康、技術の向上、仲間との親睦を深める事を目的とする。

## 2. 入部・退部等

第3条 鳥取大学に在籍し、バドミントンに興味を持つものであれば誰でも入部を許可する。

第4条 入部・退部・休部については、一人一人の意思を尊重し、役員承認を得て決定する。

第5条 当サークルに入部する際は、入部申し込み用紙に必要事項を記入し、入部金とともに提出することを必要とする。

第6条 部長は、下記のサークル員に対して除名を行うことができる。

1. サークルの存続に関わる行為（暴力等）を行う者
2. 他団体などに迷惑をかける行為を行う者

第7条 退部する者は、退部届を提出することで退部が成立する。

## 3. 組織

第8条 下記の役職を置く。

部長1名 会計1名 広報1名

第9条 役員は、任期は1年とし、前役員指名により決定する。

## 4. 運営

第10条 部費は、毎月徴収する。

## 5 その他

第11条 未成年の者に対して飲酒させない。部員に対して飲酒を強要しない。